

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第1区分

【発行日】平成23年12月15日(2011.12.15)

【公開番号】特開2010-149055(P2010-149055A)

【公開日】平成22年7月8日(2010.7.8)

【年通号数】公開・登録公報2010-027

【出願番号】特願2008-330563(P2008-330563)

【国際特許分類】

B 01 D 46/52 (2006.01)

B 01 D 39/16 (2006.01)

【F I】

B 01 D 46/52 A

B 01 D 39/16 A

【手続補正書】

【提出日】平成23年10月28日(2011.10.28)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

C D方向に配列しているドット状エンボス突起の間隔は、隣り合う凸突起列と凸突起列の間隔が15mm～60mmであることが好ましい。凸突起列と凸突起列の間には凹突起列が含まれるが、凹突起列は凸突起列と凸突起列の中間に形成されることが好ましい。偏って配列されると、フィルタパックにして風を流したときに風の流れが不均一になり、圧力損失上昇のおそれがあるためである。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0038

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0038】

(実施例8)

ドット状エンボスの形状を半球とし、向かい合う各々の突起部のうち一方の先端にさらに直径1mm、高さ1mmの凸部を形成し、もう一方の先端に直径1mm、深さ1mmの凹部を形成したこと以外は実施例1と同様にして、ドット状エンボス突起8A, 8B, 8C, 8D, 8Eを形成し、図3(h)に示す通りプリーツ型エアフィルタパックを製作し、また、実施例1と同様に支柱で補強した。